子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2027 年度政府予算に係る
意見書

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 28 年度までに 35 人に引き下げられます。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要となります。

また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。また、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、指導内容が過度に詰め込まれた状態であり、そのために授業時数が大幅に超過しています。子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。学校現場にもとめられる業務の増大は、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することを困難にさせています。

これを打開していくためには、教職員一人ひとりの持ち時間数の削減が必要であり、そのためには加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠となります。そして、次期学習指導要領の内容の精選等をおこなうことがもとめられます。教職員が時間的にも精神的にもゆとりをもって働けることが、子どもたちとのよりよい関係の構築、子どもたちのゆたかな学びと育ちの保障へとつながっていきます。

2006 年に義務教育費国庫負担制度において、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる機会を国が確保することが法令上もとめられています。すべての子どもにゆたかな学びを保障するための条件整備は、自治体間での教育格差を生じさせないためにも不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討するこ

と。
２．自治体が「３分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。
３．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
４．子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。
５．自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。
６．教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
７．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年６月１７日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　　様
文部科学大臣　様

兵庫県川辺郡猪名川町議会　議長　丸山　純